

博士論文（要約）

多言語資料の比較に見る 18 世紀東アジア・東南アジアの文化交渉  
——スーレー王国と清朝を中心に

三 王 昌 代

## 序

日本列島に住む私たちにとってあまり馴染みのない地域においても、今日にいたるまでの長い年月のなかで人びとはさまざまな生活や文化を各地に築きあげてきた。現在のフィリピン南部ミンダナオ島南西部からカリマンタン島北東部に位置する、スールー諸島と呼ばれる地域もまたそのような場所の一つであろう。13世紀には同地域は交易地として知られ、訪れた人びとによって次第にイスラームが伝えられたとされる。そこには、15世紀後半から20世紀初頭にかけて、スルタン制国家であるスールー王国が成立していた。多くの民族が生活を営むなかで、当時、タウスグ Tausug 族がスルタンやダト（首長）などの地位についていたとされる。また、中国山東省には1417年にスールーから北京を訪問して朝貢した「巴都葛叭答刺」と呼ばれる同地を掌っていた者らの墳墓＝蘇祿国王墓が存在し、中国の少数民族の一つに数えられる回族の子孫が現在もその墳墓を守っている。現在、同地は分離独立あるいは自治を求める複数の勢力とフィリピン政府とのあいだで続く抗争と和平交渉の舞台でもある。

このような複雑な歴史を溯ると、スールー王国は16世紀にスペインがフィリピン・ルソン島のマニラに政庁を置いて以来、キリスト教の布教活動や支配権などをめぐり、争いや和平を繰り返してきた。18世紀頃の同国スルタンは、近隣諸地域と緊密な関係を保ちつつ、スペイン政庁に加えて、オランダ東インド会社なども交渉していた。中国南部と同地域とのあいだには頻りに商船が往来しており、スルタンは中国に使節を派遣していたのだが、この時期にイギリス東インド会社も同地域に参入してきた。

同地域はほかの東南アジア島嶼部と同様、アラビア文字表記の現地語を用いた文書圏に数えられるが、スルタンは漢字圏の中国のほか、上述のヨーロッパ諸語圏とも文書を交わしていた。しかし、東南アジア島嶼部の研究では、現地語資料が乏しいために、中国語資料や欧米諸語資料に依拠せざるを得ないという事情もある。そのため、東南アジア島嶼部の人びとが実際にどのような内容の文書を中国へ送っていたのかなど、具体的な様子は分からないことも多く、現地語の文書と翻訳版との比較も行われてこなかった。先行研究で示された諸言語の一次資料を見ても、18世紀以前に中国と東南アジア諸地域とのあいだで用いられたと思われるジャウィ文書は利用されていないことに気づく。それらはその存在がほとんど知られていないか、実在していても歴史研究や地域研究においては等閑に付されてきたとも言える。

18世紀のスールー王国と中国との関係では、スールーの使節の朝貢に関わる記事から、彼らが持参した品々、皇帝からの賜り物や、フィリピン諸島へ向かった中国南部地域の人びとの存在が示される。また同地域の歴史的展開についてはキリスト教布教活動や交易活動に抵抗する、もしくは「海賊」行為を行う人びとに眼がむけられてしまいがちである。そのため18世紀から19世紀前半の同地域に関する歴史叙述においては、華人やスペイン・イギリスの人びとの活躍に主体が置かれてきたように思われる。

そうしたなかで、スールー王国の使節が中国南部の福建省に到着した事例のうち、使節が皇帝に謁見をした事例や、国書が返却された事例の一部などが中国語資料によって紹介されているが、近年、中国の公文書を利用しやすくなり、その内容から使節が最初に到着する場所である福建省の役人との交渉過程の一部が垣間見られるようになってきた。

本研究では第一に、他の王国の中国語訳版「表文」との比較においてスールー王国の中

国語訳版「表文」を眺めることにより、それぞれの「表文」の特徴を示し、第二に、同王国の言葉（東南アジア諸地域で広く利用されていたマレー語、その他）で記された国書の漢字表記の中国語への翻訳事情、通事やスールーの人びとの言い分、国書をめぐる使節と中国福建省などの役人との様々なやり取りを通して、言語接触の状況を明らかにする。そして第三に、現存するアラビア文字表記のマレー語（＝マレー語のジャウィ）の文書1枚と中国語資料との比較検討を行い、これによって相互の認識を探っていく。また、18世紀半ば以降のイギリス東インド会社とスールー王国の関係では、会社代表とスルタンとの交渉やその後の発展において、イギリスの役割に主体が置かれがちである。ジャウィ文書を利用することで、スルタンの側の意向をも垣間見ることができようと考え、第四に、「友好と通商に関する諸条項」のアラビア文字表記のマレー語版と英語文書版の比較を行う。

「序」では以上の内容に加えて、スールー王国の概要、使用言語、地域概念、先行研究や本論文で扱う資料を紹介した。

## 第一章 スールー（蘇祿）についての諸記録

第一章では、18世紀までのスールーの人びとや言語状況、交渉関係などを取り上げた。汪大淵撰『島夷誌略』（1349年成立）<sup>ちようしよ</sup>、張燮撰『東西洋考』（1618年頃刊行）の記事、訳語集、清代の上奏文をはじめとする中国語諸資料、マゼランの一行の航海に加わり、その様子を綴ったアントニオ・ピガフェッタ Antonio Pigafetta (1480-91年頃-1534年頃)の「マガリャンイス最初の世界一周航海」、アントニオ・デ・モルガ Antonio de Morga (1559-1636年)の『フィリピン諸島誌』、サンティアゴ・デ・ベラ Santiago de Vera (フィリピン総督在任期間1584-89年)の報告書、フォレスト Thomas Forrest (c. 1729-c. 1802年)やアレグザンダー・ダルリンプル Alexander Dalrymple (1737-1808年)などの航海記、ブレアおよびロバートソン編『フィリピン諸島1493-1898』、フアン・デ・ラ・コンセプション Juan de la Concepción『フィリピン通史』といった欧米諸語資料のほか、林燿編『通航一覽』<sup>はやしあきら</sup>や青木興勝『南海紀聞』（1800年）などの日本語で記された諸資料を比較対照しつつ、同地の人びとの習慣、言語環境、交易が多様で雑多な人びとの集まりによって成り立っていたこと、そこでは日本列島の人びととの交渉が存在し得たことなどに言及し、書き手によってスールー像が異なることを示した。

## 第二章 18世紀、大清皇帝に届けられた国書（表文）の比較（1） —— 蘇祿国の漢字表記の中国語版を中心に

はじめに、東南アジア諸国・地域と中国との関係について記された中国語書物や各地の図書館の漢字表記の中国語の「表文」の所蔵・採録状況や国書の素材を概観した。

第一章以下では表文の内容を扱った。

本章・次章で言及する「表文」は、以下の通りである。便宜上、以下では適宜Ⅰ～Ⅴの番号を併用した。この他にも二十四史や各種上奏文などを用いた。

- I) 蘇祿国：雍正四（1726）年（＝イスラーム暦 1138 年 11 月）付の「表文」、『福建通志』清・乾隆二（1737）年刊本，巻 64 所収。
- II) 蘇祿国：乾隆十八（1753）年付の「表文」，北京の中國第一歴史檔案館所蔵。
- III) 蘇祿国：乾隆二十七（1762）年付の「表文」，台湾の中央研究院歴史語言研究所所蔵。
- IV) 南掌国：雍正七（1729）年付の「表文」，『雲南通志』清・光緒二十（1894）年刊本，巻 196 所収。
- V) 琉球国：雍正二（1724）年付の「表文」，『歴代寶案』所収。

第二章では，スールー王国のスルタンから 18 世紀中国に存在した清の第五代皇帝愛新覚羅（Aisin Gioro アイシン＝ギョロ）胤禛（雍正帝：1678-1735 年，在位 1722-35 年），第六代皇帝愛新覚羅弘曆（乾隆帝：1711-99 年，在位 1735-95 年）のもとに届けられた，I）雍正四（1726）年（＝イスラーム暦 1138 年 11 月）付，II）乾隆十八（1753）年付，III）同二十七（1762）年付の漢字表記の中国語で記された「表文」の内容や，それが皇帝のもとに届けられた経緯などを典故にも遡りつつ詳細に分析した。

その結果，「表文」内に「呂宋と私（蘇祿）とは代々敵国関係にあり」，「三寶顔（スペイン政庁の拠点とする場所の一つ，サンボアンガ）のスペイン人などはその名声・評判を聞き遠くに逸れ」，「呂宋が番丁をさしむけて，我が国にやってきて多くの物品を強要した」，「わが国が用いる硝石・硫黄は，すべて，呂宋から採取しているが，そこは互いに争っている」，「呂宋より防御して，土地を守る」などと，しばしば蘇祿と呂宋との関係が言及されている。これが蘇祿の「表文」の特徴の一つである。当時，マニラに置かれていたスペイン政庁から同地への布教や土地を求めて艦隊が派遣され，対応に追われていたことなどが，蘇祿国王（スルタン）が大清皇帝や役人との交渉を求めた要因の一つとなっていた。また，中国への編入を求めたり，当時は海外に持ち出すことが禁じられていた武器の原料となるような銅・鉄・硝石・硫黄を求めたり，鉄砲・火器を作るための職人，耕作のための驢馬・駱駝を求めたりしている点も——請願は叶わなかったと考えられるが——，同国の「表文」の特徴の一つであろう。

「小結」では I）～V）の定型表現や二十四史やその他の漢字表記の中国語の「表文」のなかの類似の文言について言及した。

### 第三章 18 世紀，大清皇帝に届けられた国書（表文）の比較（2） —— 南掌国，琉球国を中心に

第三章では，IV）現在のラオスにかつて存在していた南掌（ラーンサーンの中国語の呼称。実際にはそこから分裂した一王国）国王の雍正七（1729）年付の「表文」の漢字音写版における割注部分の内容を分析し，V）もともと漢字表記の中国語で記された琉球国王の雍正二（1724）年付の「表文」との比較を試みた。

結果として皇帝に差し出された漢字表記の中国語の「表文」に用いられた文言は，前例が参照されていたのではないかと考えられるとともに，その作成に当たって蘇祿以外の「表文」も参考にされていた可能性があることを示した。また南掌の漢字表記の外国語で記された「表文」は，中国雲南省の役人が漢字表記の中国語の翻訳に携わっていたのであろう

が、漢字表記の中国語の部分は口語表現も含まれているような比較的分かりやすい表現と、琉球の「表文」でも用いられるような文語的な表現の両方が生かされており、(中国の朝廷から見て) 外国文字表記圏と漢字圏とを接続する役割を果たしていたものと考えられ、大変興味深い。

「小結」では、第二章で扱ったⅠ)～Ⅲ)などで用いられていた共通の措辞などについて纏めた。それが見られるのは、中国へ朝貢する諸国間で「表文」などの書式に用いるべき定型表現などについて、理解や認識が共有されていたからであろう。

#### 第四章 中国語資料に見るスールー王国の国書類の翻訳に関わる諸問題 —— 漢字表記の中国語への翻訳を中心に

第四章では、<sup>しゆひそうしやう</sup> 硃批奏摺と呼ばれる上奏文を中心とした中国語諸資料をもとに、外国文字表記の外国語版もしくは漢字表記の外国語版のスールー王国の国書を漢字表記の中国語に翻訳するにあたり、中国福建省の役人が問題にした点などを手掛かりとして、国書の翻訳に纏わる諸問題について考察し、文書が漢字表記の中国語版に翻訳される過程を明らかにした。

翻訳体制と福建省の役人から見た蘇祿国の文書の言語表記上の問題として、1. 乾隆七(1742)年、2. 乾隆二十六(1761)年付国書、3. 乾隆二十七(1762)年付国書の問題の事例を挙げ、そして、商人間のトラブルや計略がその問題の発端となる事例として 1. 乾隆十一年に届けられた「表文」と「咨文」、2. 乾隆十二(1747)年に届けられた「咨文」、3. 乾隆十七(1752)年に届けられた国書に着目し、清朝の役人の議論の過程などを詳しく検討した。

とくに、同国の国書はどこで翻訳されたのか、国書返却に至る事例を含めて考察することで、双方の翻訳事情を示した。18世紀中国では、通事を養成する制度があり、各国・地域の文例や語彙を集めた『華夷訳語』も存在してはいたものの、実際の外国文字表記の外国語版・漢字表記の外国語版の国書の翻訳や、清朝と蘇祿のあいだの意思疎通はそれだけでは対応しきれない状況にあった。中国福建省や北京においてもスールー側においても、翻訳体制は必ずしも整っていなかった。そのなかで、スルタン側も中国福建省や朝廷の役人側もなんとか事情を把握しようとし、結果としてスールー王国の国書類を訳したり、「表文」の作成にこぎついたりしていた。廈門などにいたスールーの言葉に通じていた人物や、「たまたま」スールーに居合わせた人物などが通事として介在しており、ある意味ではそれで充分だったのかも知れない。

さらに乾隆二十七(1762)年の印のみ捺してあって空白＝「用印空白」の文書作成の一件には、「表文」の書ける知識のある人物が存在しなかった場合、その作成には何らかの工夫が必要であったことが示されている。その工夫の一つは、「用印空白」の文書を使節に持参させ、福建省到着後それなりの人物に漢字表記の「表文」を作成してもらうという方法、もう一つは、それでは不敬のきらいがあるので漢字表記の外国語のものをスールー側で作成するという方法である。ここには「用印空白」が通用するようなやり取りが行われていた可能性が示唆されるとともに、スールーはアラビア文字表記の外国語圏でありながら、福建省の役人との交渉では漢字表記の外国語を用いるに至った事情が窺える。

## 第五章 スールー王国のイスラーム暦 1198 年（西暦 1784）付ジャウイ文書 —— 漢文資料との内容の比較

従来、スールー王国と中国との関係においてはどのような言語が使用されていたのかさえも未解明であったが、本研究により台湾の国立故宫博物院図書文献館が所蔵するイスラーム暦 1198 年（西暦 1784）付の文書は、アラビア文字表記のマレー語のものであることが判明した。第五章では、スールー王国のスルタンから中国福建省の総督・巡撫に届けられたこのジャウイ文書を読み解き、これに関連する中国語資料の内容を検討して比較した。福建省の役人によって上奏された内容は、ジャウイ文書をそのまま訳したというよりは、同省の役人からスルタン宛てに届けられた文書の内容に近似していた。中国語資料に見られる謙譲表現は、「表文」にもあるような文言が用いられているために、上下関係がはっきりしているように見られてしまうが、ジャウイ文書にそれは見られない。とは言え、スルタンが求めた内容と福建省の役人が記した上奏文の内容のうち、具体的な要望については双方の理解が得られていたと考えられ、ジャウイ文書は中国との交渉でも通用し得たことも明らかになった。

### 補論 スールー王国スルタンとダルリンプルの交わした文書 —— 1761 年、ジャウイ文書と英語文書の比較から

補論では、India Office Library, *Home Miscellaneous Series c. 1600-1900*, Volume 629, pp. 455-461 所収のイスラーム暦 1174 年（西暦 1761）付、スールー王国のムイッズッ = デイーン Mu'izz al-Dīn (Mu'izz-d-dīn. 在位期間は 1748 年から 1763 年半ばまでくらい) などとイギリス東インド会社の一員であるアレグザンダー・ダルリンプルとのあいだに結ばれた最初の暫定的「友好と通商に関する諸条項」の内容を取り上げて比較を行い、それぞれの認識とその相違点を明らかにした。ジャウイ文書版と英語文書版を比較対照すると、両者のあいだには文言の違いがあるだけでなく、ジャウイ文書にはない内容が英語文書に入っている点などが見出された。その相違がどの程度意図的なのか、本論では示すことができなかったが、少なくとも英語文書版のみに頼った解釈は、ある意味では一面的な見方になってしまう可能性があることを示した。

第五章・補論より、スールー王国のスルタンと中国福建省の役人、同国のスルタンなどとイギリス東インド会社とが交わした文書には、少なくとも文面上にそれぞれの認識のズレが存在したことが判明した。福建省の役人は咨文や檄と呼ばれる文書を送って大清皇帝の意向を伝える方法をとるのに対し、イギリス東インド会社の関係者は、協定の締結を求めた。スールー王国と 18 世紀中国について言えば、両者の関係はそれぞれの内部で対処可能な範囲に収まっていたのに対し、スールー王国がイギリス東インド会社と交わした文書は、スールーの土地所有や人の待遇に大きく関わる内容となっており、そこには単なる外交技術の問題では済まされないような一面があっただろうことを指摘した。

## 結

「結」では、各章で論じてきた内容を回顧し、今後の展望について述べた。上述の事情から考えれば、今後、東アジア・東南アジア海域を越える交渉を成立させていた通訳や交渉のあいだを取り持った人びとに関する記事を、中国語・ヨーロッパ諸語・日本語文献から取り出しつつ、スールー王国をとりまく翻訳事情をより詳しく読み解くことで、スールー海周辺の言語接触、情報伝達の一端が見えてくるはずである。さらにアラビア文字表記の現地語の文書を生かせれば、新たに多くの資料からフィリピン諸島をはじめとする東南アジア研究を見直すことができるに違いない。またアジアの海域に関わる研究をよりいっそう多角的な視点から進めることも可能となるだろう。それはいわゆる大国や資料の豊富な国々が主役ではなく、小さな一地域の人びとが主語となるような世界史叙述を目指す一歩となるように思われる。